

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯は、国民健康保険税が減免となる場合があります！！

R4年度末まで

① 次の要件に該当する世帯は、保険税の一部が減免となります

- その要件…主たる生計維持者(世帯主又は国保世帯員)について、以下の3点をすべて満たす場合
- ア 令和4年の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少の見込みであること**
 - イ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること
 - ウ 令和3年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ※令和4年の収入見込額は、減免申請時点までの収入実額(確定している月)と12月までの収入未確定月の見込額を合計して算出します
 ※保険金や損害賠償により補填される場合は、補填額を収入とみなします

<収入減少の場合> 以下により算出した額を保険税から減額します

$$\text{令和4年度の保険税額(全期分)} \times \text{主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得金額 ※1} \div \text{主たる生計維持者及び国保世帯員全員の令和3年の合計所得金額 ※2} \times \text{減免割合}$$

※1または※2が0円、あるいはマイナスの場合は減免対象外となります。

| 主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額 | 減免割合 |
|----------------------|------------|
| 300万円以下 | 全部(10分の10) |
| 300万円超 400万円以下 | 10分の8 |
| 400万円超 550万円以下 | 10分の6 |
| 550万円超 750万円以下 | 10分の4 |
| 750万円超 1,000万円以下 | 10分の2 |

<失業の場合><廃業の場合>

主たる生計維持者の事業等が廃止された場合、又は失業された場合は、令和3年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全額を免除します

申請に必要な書類

- 減免申請書
- 収入等申告書

記載例も含めた一式書類を郵送しますので、お電話ください
 宮津市ホームページからダウンロードもできます
 (国保年金係(本館1階②窓口)に備えています)

国民健康保険証

- <収入減少の場合> 令和4年の収入金額がわかるもの
 (減免申請時点までの給与明細書や帳簿の写し)
- 世帯主、国保世帯員全員の令和3年のすべての所得金額がわかるもの

右の方は添付不要

令和4年1月1日時点で宮津市に住民票があった方で、所得税の確定申告をされた方、市府民税の申告をされた方、令和3年中の所得が給与所得のみの方、又は公的年金等に係る所得のみで確定申告をする必要がない方

- <失業の場合> 雇用保険受給資格者証の写し または 事業主の証明
- <廃業の場合> 廃業等届出書の写し など

ご注意ください！

新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合 (例えば懲戒解雇や昨年の離退職が主な原因の場合)は対象となりません。

主たる生計維持者とは 世帯の中で収入が最も高い方

その方が

- 世帯主かつ国保
- 世帯主かつ国保でない
- 世帯主以外の方で国保
- 世帯主以外の方で国保でない

その方は左のA、イ、ウをすべて満たす

はい

減免対象となります

いいえ

減免対象となりません

株の取引による収入等は含みません。保険金や損害賠償により補填された金額は、収入に含みます。国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金)等は事業収入等の計算に含めません。

主たる生計維持者とは 世帯の中で収入が最も高い方

その方が

- 世帯主かつ国保
- 世帯主かつ国保でない
- 世帯主以外の方で国保
- 世帯主以外の方で国保でない

失業・廃業の場合

減免対象となります

減免対象となりません

<収入減少の場合>

- 減免申請時点までの給与明細書や帳簿の写しなど今年の収入減少がわかるもの
- 給与明細書の写しが添付できないときは、給与支払証明書(市様式を添付しています)をご利用ください。減少した収入の種類が2つ以上ある場合はそれぞれの内容がわかるもの
- 令和3年の世帯の所得状況について、市府民税の課税情報で確認できない場合は、所得のわかる書類の提出をお願いすることがあります

<失業の場合>

- 雇用保険受給資格者証の写し(ハローワークで雇用保険、失業給付の受給手続きの後、渡される書類)又は事業主の証明(市様式を添付しています)

<廃業の場合>

- 税務署に提出する廃業等届出書の写し、事業主の申立書(市様式を添付しています)に廃業がわかるものを添付。

②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯は、保険税が全額免除となります

申請に必要な書類

減免申請書

記載例も含めた一式書類を郵送しますので、お電話ください
宮津市ホームページからダウンロードもできます
(国保年金係(本館1階②窓口)に備えています)

医師の診断書等(死亡又は重篤な傷病を負ったことがわかるもの)

①、②とも、減免の対象は令和4年度(全期分)の保険税です(令和3年度末に国民健康保険の資格を取得したこと等により、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が設定されているものを含みます)

③ご注意！！

失業された場合でも、「失業時に65歳未満の給与所得者」であった方で、「非自発的失業(会社の倒産、事業主都合等による離職)」に該当する場合は、今回ご案内している減免制度の対象外となります。この要件に該当される方は、「令和3年の給与所得を30/100とみなす軽減制度」が適用されます。別途、申請が必要ですので、雇用保険受給資格者証をご用意のうえ、お問合せください。

受付期間 令和4年6月27日(月)～令和5年3月31日(金)まで
～ お願い ～

受付開始直後は、窓口が大変混み合い、お待ちいただくことがあります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送による申請をお願いします。記載例も含めた申請書類一式をお送りしますので、まずはお電話でお問合せください。また、宮津市ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

*減免の適否の決定

減免申請書を受理し、減免が承認された場合は、決定・更正通知書を送付します。この通知書が届くまでは、減免に該当すると思われる方も通常どおり一旦お支払いいただくようお願いいたします。決定月以降の保険税で相殺、もしくは還付します。また、減免が不承認の場合は、その旨を非該当通知書により世帯主に通知します。
*一旦お支払いいただくことが困難な方はご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染の疑いがあり、その療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給します

適用期間: 令和2年1月1日～令和4年9月30日
請求期間: 労務に服することができなかった日から2年間
申請書はホームページからまたは国保年金係で

1.対象者(下記の要件をすべて満たす方)

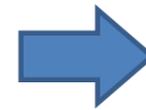
- ・宮津市国民健康保険に加入している方
- ・勤め先から給与等の支払いを受けている方(事業主は対象となりません)
- ・新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部の支払を受けることができない方

2.支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間(最長1年6か月)のうち、労務に就くことを予定していた日

3.支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×日数(支給対象となる日数)



- 離職時点で65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者の方が対象となります。雇用保険受給資格者証の離職理由コード(表面に記載)で確認します。(「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄に、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかの記載がある人です。)
- 離職者本人の給与所得を30/100とみなし、国保税の計算や高額療養費負担限度額等の軽減を行います。離職の翌日又は国保の資格取得日まで遡及して軽減します。
- 軽減期間は離職日の翌日の属する年度から翌年度末まで
例) 離職日が令和4年3月31日～令和5年3月30日の場合
⇒令和4年度・令和5年度国民健康保険税を軽減

問合せ・申請先 〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所 税務・国保課 国保年金係 TEL45-1616(直通)